

ヘイトスピーチへの法整備を含めた対策強化を求める意見書

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（以下「ヘイトスピーチ」という。）が頻発し、社会的関心を集めている。

ヘイトスピーチは、人種や民族、国籍等の違いを理由として、その属性を有する集団や個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、外国人住民にとって大きな脅威となるとともに、子供や青少年に教育上の悪影響を与えるなど、大きな社会問題となっている。

こうした中、平成26年7月に国際連合自由権規約委員会、同年8月には国際連合人種差別撤廃委員会から、それぞれ締約国である日本に対し、ヘイトスピーチへの適切な対処を求める旨の勧告が相次ぎ行われ、国際社会からもこの問題への対応が強く求められている。

また、同年12月、最高裁判所は、京都市内で起きた特定の民族・国籍の外国人に対するヘイトスピーチに関する事件について、その発言を人種差別撤廃条約にいう人種差別に該当するとして違法性を認定した下級審判決を認め、上告を棄却したところである。

我が国は、国民に自由と権利を保障するとともに、基本的人権を尊重し、法を重んじる民主主義国家であることから、憲法の保障する集会、結社、表現の自由に配慮した上で、この問題に早急に対応することが肝要であると考えます。

よって、国においては、差別のない多文化共生社会の実現に向け、ヘイトスピーチの被害状況等に関する実態調査を早急に行い、法整備を含めた対策強化を速やかに実施するよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月13日

徳島県議会議長 川 端 正 義